



2026 年 7 月 14 日

各 位

会社名 加賀電子株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 門 良一
(コード番号：8154 東証プライム)
問合せ先 取締役 上席執行役員 石原 康広
管理本部長
TEL 03-5657-0111

新光商事株式会社（証券コード：8141）の普通株式に対する
公開買付けに係る公開買付け期間延長のお知らせ

加賀電子株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、新光商事株式会社（証券コード：8141、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を対象とした金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を 2026 年 5 月 18 日より開始しておりますが、本日、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様の本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供するため、本公開買付けにおける買付け等の期間を 2026 年 7 月 29 日まで延長し、公開買付け期間を合計 52 営業日とする旨を決定いたしました。

これに伴い、2026 年 5 月 15 日付「新光商事株式会社（証券コード：8141）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2026 年 6 月 26 日付「新光商事株式会社（証券コード：8141）の普通株式に対する公開買付けに係る公開買付け期間延長のお知らせ」による変更を含みます。）の内容を変更いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

記

1. 買付け等の概要
(変更前)

公開買付けの目的	完全子会社化
買付け等の期間	2026 年 5 月 18 日 (月曜日) から 2026 年 7 月 <u>14</u> 日 (火曜日) まで (<u>42</u> 営業日)
買付け等の価格	普通株式 1 株につき 金 1,580 円
買付予定数の下限	19,226,700 (株)
買付予定数の上限	— (株)
対象者の意見	本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねる。

<後略>

(変更後)

公開買付けの目的	完全子会社化
買付け等の期間	2026 年5月 18 日(月曜日)から 2026 年7月 29 日(水曜日)まで(52 営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき金 1,580 円
買付予定数の下限	19,226,700(株)
買付予定数の上限	—(株)
対象者の意見	本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねる。

<後略>

2. 買付け等の目的

(1) 公開買付けの目的の概要

(変更前)

<前略>

その後、公開買付者は、2026 年 5 月 18 日から本公開買付けを開始いたしましたが、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様に本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供するため、2026 年 6 月 26 日、公開買付期間（以下に定義します。）を 2026 年 7 月 14 日まで延長し、合計 42 営業日とすること（以下「本期間延長」といいます。）を決定いたしました。また、公開買付者としては、1,580 円という本公開買付価格（以下に定義します。以下同じです。）は、対象者の価値を十分に反映した価格であり、かつ、対象者の株主の皆様にとって最善なものと考えており、対象者の株主の皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えているため、本日現在、本期間延長後も本公開買付価格を変更する予定はございません。

(変更後)

<前略>

その後、公開買付者は、2026 年 5 月 18 日から本公開買付けを開始いたしましたが、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様に本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供するため、2026 年 6 月 26 日、公開買付期間（以下に定義します。以下同じです。）を 2026 年 7 月 14 日まで延長し、合計 42 営業日とすることを決定いたしました。

その後、公開買付者は、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様の本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供するため、2026 年 7 月 14 日、公開買付期間を 2026 年 7 月 29 日まで延長し、合計 52 営業日とすること（以下「本期間延長」といいます。）を決定いたしました。また、公開買付者としては、1,580 円という本公開買付価格（以下に定義します。以下同じです。）は、対象者の価値を十分に反映した価格であり、かつ、対象者の株主の皆様にとって最善なものと考えており、対象者の株主の皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えているため、本日現在、本期間延長後も本公開買付価格を変更する予定はございません。

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

⑦ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(変更前)

公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間は20営業日であるところ、公開買付期間を法令に定められた最短期間よりも長期間である42営業日としております。公開買付期間を法令で定められた期間と比較して長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

<後略>

(変更後)

公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間は20営業日であるところ、公開買付期間を法令に定められた最短期間よりも長期間である52営業日としております。公開買付期間を法令で定められた期間と比較して長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

<後略>

(4) 公開買付け後の組織再編等の方針

② 株式併合

(変更前)

<前略>

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭の額が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（但し、公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（但し、公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。本臨時株主総会を開催する場合、2026年9月下旬を目途に開催される予定ですが、その具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

<後略>

(変更後)

<前略>

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭の額が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（但し、公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（但し、公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。本臨時株主総会を開催する場合、2026年10月中旬を目途に開催される予定ですが、その具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

<後略>

3. 対象者の概要及び買付け等の条件等

(2) 日程等

②買付け等の期間

(変更前)

2026年5月18日（月曜日）から2026年7月14日（火曜日）まで（42営業日）

(変更後)

2026年5月18日（月曜日）から2026年7月29日（水曜日）まで（52営業日）

(7) 決済の方法

② 決済の開始日

(変更前)

2026年7月22日（水曜日）

(変更後)

2026年8月5日（水曜日）

5. その他

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報
(変更前)

① 「2026年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2026年5月15日に、東京証券取引所において対象者決算短信を公表しております。当該公表に基づく対象者決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人のレビューを受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

(i) 損益の状況 (連結)

決算年月	2026年3月期
売上高	99,113百万円
営業利益	1,201百万円
経常利益	1,555百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,127百万円

(ii) 1株当たりの状況 (連結)

決算年月	2026年3月期
1株当たり当期純利益	38.72円
1株当たり純資産額	1,844.07円

② 「剰余金の配当に関するお知らせ」の公表

対象者は、2026年5月15日開催の取締役会において、2026年3月31日を基準日として、1株当たり12.50円の剰余金の配当を行うことを決議したとのことです。詳細については、対象者が2026年5月15日付で公表した「剰余金の配当に関するお知らせ」をご参照ください。

③ 「株式会社レスターとの資本業務提携の解消に関するお知らせ」の公表

対象者は、2026年5月15日開催の取締役会において、レスターとの間で2024年10月31日に締結した資本業務提携契約に基づく資本業務提携を解消することを決議しているとのことです。詳細については、対象者が2026年5月15日付で公表した「株式会社レスターとの資本業務提携の解消に関するお知らせ」をご参照ください。

(変更後)

① 「剰余金の配当に関するお知らせ」の公表

対象者は、2026年5月15日開催の取締役会において、2026年3月31日を基準日として、1株当たり12.50円の剰余金の配当を行うことを決議したとのことです。詳細については、対象者が2026年5月15日付で公表した「剰余金の配当に関するお知らせ」をご参照ください。

② 「株式会社レスターとの資本業務提携の解消に関するお知らせ」の公表

対象者は、2026年5月15日開催の取締役会において、レスターとの間で2024年10月31日に締結した資本業務提携契約に基づく資本業務提携を解消することを決議しているとのことです。詳細については、対象者が2026年5月15日付で公表した「株式会社レスターとの資本業務提携の解消に関するお知らせ」をご参照ください。

③「2027 年 3 月期の配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」の公表

対象者は、2026 年 7 月 14 日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2027 年 3 月期の配当予想を修正し、2027 年 3 月期の中間配当及び期末配当を実施しないことを決議したとのことです。詳細については、対象者が 2026 年 7 月 14 日付で公表した「2027 年 3 月期の配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、本公開買付価格（1,580 円）は、2027 年 3 月期の中間配当及び期末配当を無配とすることを前提としております。

以 上